

参考資料

奄美市子ども・子育て会議条例
奄美市子ども・子育て会議委員名簿

1 奄美市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日条例第30号

奄美市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、奄美市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) 子どもの保護者の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年奄美市条例第43号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2 奄美市子ども・子育て会議委員名簿

NO	委員区分	職 名	氏 名	備考
1	子ども子育て 支援に関し学 識経験のある 者	奄美市教育委員会教育委員長	川島 徳孝	副委員長
2		保健福祉部長兼福祉事務所長	泉 賢一郎	
3		笠利町地域事務所長	吉 富進	
4		住用町地域事務所長	澤 修平	
5		奄美市名瀬町内会・自治会連合会会長	春山 昭	
6		児童委員（笠利地区）	南 俊子	
7		児童委員（住用地区）	元井 翠	
8	子ども子育て 支援に関する 事業に従事し ている者	名瀬地区保育協議会会長（保育所関係者）	森山 幸子	
9		医療関係者（名瀬保健所長）	吉田 隆典	
10		公立幼稚園代表（名瀬幼稚園長）	川畑 葉子	
11		NPO 法人うなりネット副理事長 （民間団体関係者）	木下 章子	
12		NPO 法人チャレンジドサポ-ト奄美理事長 （障害児関係者）	向井 扶美	委員長
13	子どもの保護 者の代表者	名瀬地区保護者代表	寺田 大吾	
14		笠利地区保護者代表	登尾 誠治	
15		住用地区保護者代表	中村 由美	